

議案第82号

売買代金請求事件に係る訴訟の和解について

平成16年9月22日議決に係る奈良地方裁判所に係争中の奈良地方裁判所[REDACTED]売買代金請求事件について、別紙のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成18年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

平成17年（ワ）第640号売買代金請求事件

原 告 天理市

被 告 [REDACTED]

利害関係人 [REDACTED]

和解条項（案）

1. 被告は、利害関係人に対し、被告が平成6年12月頃、原告との間で締結した別紙物件目録記載1の土地（以下、「本件土地」という。）に関する売買契約の買い主の地位を、本日、譲り渡し、利害関係人はこれを譲り受ける。
2. 原告は、被告及び利害関係人に対し、前項の被告から利害関係人に対する買い主の地位の譲渡を承諾する。
3. 利害関係人は、原告に対し、売買代金 金4,760,896円並びにこれに対する平成8年1月1日から平成17年度までの固定資産税相当額 金79,100円の支払い義務があることを認める。
4. 利害関係人は、原告に対し、前項金員並びに利息金 金5,876,336円（売買代金 金4,760,896円、本件土地についての平成8年度から平成17年度までの固定資産税相当額 金79,100円及び約定利息金 金1,036,340円）を、次のとおり分割して、毎月末日限り、原告方に持参又は送金して支払う。  
平成19年2月（第1回目）から平成38年12月（第239回目）まで24,485円  
平成39年1月（第240回目）に24,421円
5. 利害関係人が前項の分割金の支払を怠り、その額が金100,000円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失う。
6. 前項により期限の利益を失ったときは、利害関係人は、原告に対し、第3項記載の金員から既払金を控除した残金を、即時一括して原告方に持参又は送金して支払う。
7. 利害関係人が前項により期限の利益を失うことなく平成39年1月31日までに第4項の分割金を支払ったときは、原告は、被告に対し、第3項のその余の支払義務を免除する。

8. 原告は、利害関係人に対し、本件土地につき平成7年12月1日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をする。  
但し、登記手続費用は、利害関係人の負担とする。
9. 原告及び利害関係人は、本日、第3項の債務の支払を担保するため、本件土地及び別紙物件目録記載の建物（以下、「本件建物」という。）につき、順位1番の抵当権を各設定する。
10. 利害関係人は、原告に対し、本件土地及び本件建物につき、前項の平成19年1月16日付抵当権設定契約を原因とする各抵当権設定登記手続をする。  
但し、登記費用は、利害関係人の負担とする。
11. 本件土地に関する平成18年度及び平成19年度の固定資産税などの公租公課は、利害関係人の負担とする。
12. 原告は、その余の請求を放棄する。
13. 原告、被告及び利害関係人は、原告、被告及び利害関係人間には、本件に關し、この和解条項に定めるものほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
14. 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

## 物 件 目 錄

1. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]  
地 番 [REDACTED]  
地 目 宅地  
地 積 184.82 m<sup>2</sup>

2. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]  
家屋番号 [REDACTED]  
種 類 居宅  
構 造 軽量鉄骨系プレハブ造セメント瓦葺 2階建  
床面積 1階 77.35 m<sup>2</sup>  
2階 46.08 m<sup>2</sup>